

イ 公害苦情申立の解決のための取り組み

令和3年度に受理した申立のうち、解決した件数は157件(83%)で、残りは翌年度に持ち越しとなっています。

解決にあたっては、法律や条例による規制及び指導を行うとともに、規制になじまない生活公害については、当事者間の話し合いを行うよう勧めています。また、発生源の管理者や作業従事者が相手の立場に立って申立内容を十分理解することに加え、申立者に積極的に情報を提供することが解決につながります。

(7) 自動車環境負荷低減対策

本市では、平成9年3月に「仙台市自動車公害防止計画」を策定、平成16年4月には「仙台市自動車環境負荷低減計画(杜の都自動車グリーンプラン)」に改定し、自動車が環境に及ぼす負荷(自動車環境負荷)の低減を総合的・計画的に進めてきました。この計画は平成23年に改定された「杜の都環境プラン」に統合され、引き続き自動車環境負荷低減対策を進め、大気環境の保全に努めています。

ア 公用車への次世代自動車等の導入

仙台市役所では、自らの事務事業における自動車環境負荷低減のため、「仙台市環境率先行動計画」(平成10年3月策定、令和3年3月からは「仙台市環境行動計画」)に基づき、平成10年度から公用車に低公害車及び低公害型車両の率先導入を進めてきました。平成14年度には「公用車への低公害車導入に関する方針」を定め、平成24年3月には「仙台市次世代自動車等導入方針」へと改正しました。平成24年度以降に公用車を導入する際は、原則として次世代自動車等(ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び低燃費・低公害車)に限ることとしました。



▲公用車への電気自動車導入例

令和3年度末現在における次世代自動車の保有台数は、ハイブリッド自動車103台、天然ガス自動車30台、クリーンディーゼル車13台、電気自動車53台、プラグインハイブリッド自動車13台、低燃費・低公害車734台の計946台に達しています(「グリーン購入法基本方針」改正に伴い「『仙台市次世代自動車等導入方針』の取扱いについて」を令和2年度に改訂し、令和3年度購入分から集計基準を変更しています。)

平成22年度以降導入してきた電気自動車は、専用ロゴマーク「でんでんくん」をラッピングし、業務で使用することにより、市民への普及啓発を実施しています。

(8) 自然的資源の活用

オーエンス泉岳自然ふれあい館では、学校利用を中心とした子どもたちの自然体験活動を支援することに加え、家族向けの自然体験活動を主催するなど、泉ヶ岳の自然を生かし、幅広い世代の方々が自然に親しむことのできる様々な事業を実施しています。

ア 「泉ヶ岳ファミリーアドベンチャー」

四季に応じた自然体験を共有する中で、家族のふれあいや家族間の交流を深めることを目的に、ネイチャークラフト、野外炊事、キャンプファイヤー、テント泊、雪遊び、歩くスキー、スノーシューを行いました。

令和3年度は3回実施し、107名が参加しました。



歩くスキー▶

イ 「泉ヶ岳どきどき体験広場」

共同生活や自然体験活動を通じて、子どもたちが自然の素晴らしさを感じ取る感性を養い、自主・自律・協同の精神をはぐくむことを目的に、沢遊び、水生生物観察、焼き板、ジップラインなどを行いました。令和3年度は1回実施し、34名が参加しました。



▲焼き板

(9) 地域資源を生かした地域環境づくり

地域の自然・歴史・文化などの資源を生かしながら、地域コミュニティを活性化させ、魅力ある地域づくりを進めるために、地域の団体や住民の皆さんが主体的に行う取り組みを支援する事業を各区役所や総合支所で行っています。

ア 各区の主な取り組み

(ア) 青葉区

●ほたるの里づくり事業

「仙台市ほたるの里づくり協議会」では、ホタルの保護やその生息環境の維持保全のために、旭ヶ丘地区や新川地区、定義地区などの市内各地において、地域住民の方々が主体となって、長年にわたり水辺環境の保護や再生のための活動を行っているほか、子どもたちの関心を高めるため、各学校とも連携しながら絵画、作文コンクールを実施しています。



▲絵画コンクール入賞作品



▲ホタルの幼虫を沢に放流する子どもたち

(イ) 宮城野区

●すずむしの里づくり事業

「すずむしの里づくり実行委員会」では、市の虫であるスズムシに愛着をもち、自然界で生息できるような環境づくりに資するため、スズムシの飼育、市民への配布と放虫、小学校への出前授業などを行っています。



▶ ホームページ「宮城野の音」で検索



▲小学校への出前講座

●宮城野通り愛護協力会による清掃活動

「宮城野通り愛護協力会」は、事業所、自治会等団体又は個人が宮城野通りをきれいな道路、そしてまちづくりに寄与しようと年間3回ボランティア清掃活動を行っています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、1回のみ開催し、約150名が参加しました。



▲宮城野通り清掃活動の様子


(ウ) 若林区

●ひがろくメダカプロジェクト

東日本大震災の前年に、宮城教育大学が研究用に採集していたことから、奇跡的に絶滅を免れた地域固有の井土メダカ。その井土メダカたちは、ふるさとの六郷東部地区に令和3年完成した東六郷コミュニティ広場の「メダカ池」で元気に泳ぐ姿を見ることができず。若林区では、夏休みに区役所1Fロビーや、令和4年3月に仙台未来防災フォーラム2022で、パネル展「井土メダカのふるさとー六郷東部地区 まちづくりのあゆみ」を実施しました。



▲震災による絶滅を免れた奇跡の井土メダカ

 ▶ 動画「『ふるさと』と『井土メダカ』をつなぐ-震災から10年の物語」
せんだいTube、井土メダカで検索

(エ) 太白区

●ディスカバーたいはく事業

太白区内の自然、史跡、名所等に訪れる機会を設け、区民はもとより広く市民に太白区の魅力を再発見する機会を提供する「ディスカバーたいはく区内探訪会」を実施しています。

●太白区まち物語事業

地域住民自らが、地域の成り立ちや歩み、地域資源(人・物・場所)、生活史の変遷、現況、課題を訪ね・調べ・まとめ、手づくりの地域誌としての「まち物語」を製作することにより、地域を未来に語りつぐとともに地域愛を育み、地域のまちづくりを推進しています。



▲区内探訪会の様子

(オ) 泉区

●泉ヶ岳悠・遊(ゆう・ゆう)フェスティバル

泉ヶ岳の自然の大切さや、ふるさとの良さを再確認していただく機会とするため、体験登山やステージイベントを毎年開催しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、通常開催は中止となりましたが、Web上で特設サイトを制作し期間限定で公開しました。特設サイトでは、泉ヶ岳の四季の景色やアクティビティ、周辺施設紹介などの情報を配信し、市民の方々の憩いの場として泉ヶ岳をより楽しんで利用してもらえるようその魅力を発信しました。



▲泉ヶ岳悠・遊(ゆう・ゆう)フェスティバル

(10) 歴史的・文化的資源の保全と活用

ア 杜の都景観重要建造物の指定

本市では、平成7年に「杜の都の風土を育む景観条例」を制定し、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観形成に取り組んできました。その後、平成16年に制定された「景観法」に基づき「景観計画」を策定するなど、地域の特性を生かした総合的な景観施策を進めています。

条例の方策のひとつに、「杜の都景観重要建造物等の指定」があります。杜の都の風土を醸し、まちの景観形成に重要な役割を果たしている歴史的・文化的建造物や工作物・樹木などについて指定する制度であり、これまでに8件を指定しています。



▲旧針惣旅館(若林区南材木町)

イ 文化財の指定・登録等

本市では、貴重な文化財の中でも、特に重要なもの、保存が望ましいものを、市の文化財として指定・登録し、保存・活用を図っています。令和3年度末現在、市の指定文化財は116件、登録文化財は45件です。

市指定文化財「旧第四連隊兵舎」を活用した仙台市歴史民俗資料館には9,123人、旧石器時代の自然環境を「氷河期の森」として復元した仙台市富沢遺跡保存館(地底の森ミュージアム)には22,126人、縄文時代の自然環境やムラの様子を復元した仙台市縄文の森広場には12,582人の年間の入館者がありました。

ウ 四ツ谷用水再発見イベント

平成22年9月に設置された「四ツ谷用水再発見懇話会」(平成25年3月終了)から、四ツ谷用水の周知と継承の手法、四ツ谷用水の活用について一定の方向性を示す「四ツ谷用水の周知と継承のための提言」(平成25年3月)が提出されました。この提言書の内容を踏まえ、四ツ谷用水について広く市民への周知を図り、将来の世代に継承するためのイベント等を開催しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、バスツアーは中止しましたが、6月と10月に歩く会を、3月に四ツ谷用水フォーラムを開催しました(オンライン配信も実施。)



▲四ツ谷用水を歩く会

エ 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業

これまでの非かんがい期における通水事業の実績に基づき、平成31年4月9日付で令和4年4月24日までの非かんがい期の水利使用の許可を再取得し、浄化及び修景用水目的とした環境用水を導水しています。

令和3年度については、事業期間(令和3年9月11日~令和4年4月24日)において、対象となる8水路に129日の通水を実施しました。



▲非かんがい期に通水された七郷堀

(11) 環境美化

本市では「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、ごみの散乱のない清潔で快適な誇れる街づくりを進めており、「ポイ捨てしにくい環境づくり」と「ポイ捨てしない人づくり」を2本の柱として、以下のような取り組みを進めています。

ア ポイ捨てしにくい環境づくり

(ア) 仙台まち美化ネットワーク

美化活動に携わる市民活動団体、事業者、行政機関等の連携・協力を目的とした連絡組織です。市のホームページなどを通じてまち美化活動団体の紹介やボランティア清掃情報などを共有、情報発信しています。

(イ) 仙台まち美化サポート・プログラム

道路や公園などの清掃や除草等に取り組む市民団体・学校・企業等の「仙台まち美化サポーター」の活動を、ごみ袋や火ばさみ等の提供などにより支援しています。令和3年度末現在の活動団体数は276団体となっています。

(ウ) 地域清掃活動に対する支援

地域の環境美化活動を行う団体に対し、地域清掃ごみ袋(バイオマスプラスチック25%配合)を配布しているほか、火ばさみ等の清掃用具の貸与や、集めたごみの収集を実施しています。令和3年度は、大サイズ315,017枚、小サイズ110,648枚の地域清掃ごみ袋を配布しました。

イ ポイ捨てしない人づくり

(ア) 全市一斉「ポイ捨てごみ」調査・清掃キャンペーン(アレマキャンペーン)

市民がまち美化活動に参加できる取り組みとして、毎年春と秋の年2回実施しています。参加者は各自自由に場所・時間を設定し、散乱ごみの調査・清掃を行い、結果を「アレマレポート」で報告します。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となりました。



▲仙台中央地区「ポイ捨て」防止キャンペーン
(令和元年度の様子)